

農地の権利設定・移転のしおり

【農地法第3条による売買・貸借等の許可申請に必要な書類】

◎ 譲渡人（貸し人）	取得場所	
・土地の全部事項証明書 各1通	法務局または市役所内サービスセンター	
・資産証明書（生前一括贈与・一括使用貸借の場合）	市町村（税務課）	
◎ 譲受人（借り人）が個人の場合	取得場所	
・住民票（他市町村にお住まいの方のみ必要）	他市町村	
・耕作証明書（他市町村にお住まいの方のみ必要）	他市町村	
法人の場合		取得場所
・法人の全部事項証明書	法務局	
・定款又は寄附行為の写し		
・組合員名簿又は株主名簿の写し（農地所有適格法人の場合）		

※なお、貸借の場合は、賃貸借又は使用貸借契約書に自署または押印が必要となります。

※本人以外が申請される場合は、委任状が必要となります。ただし、所有者が申請を委任される場合は、必要書類へは実印で押印いただき、印鑑証明書を添付願います。

※申請（申出）は、毎月5日締切です。

〔一関市農業委員会 TEL 0191-43-3606 FAX 0191-36-5606〕